

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14. 資金移動業者関係） 新旧対照表

改正案	現 行
<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 全ての種別の資金移動業者に共通する監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－2 業務の適切性等</p> <p>Ⅱ－2－4 障害者への対応</p> <p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）により、事業者には、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の義務が課されているところである。</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 全ての種別の資金移動業者に共通する監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－2 業務の適切性等</p> <p>Ⅱ－2－4 障害者への対応</p> <p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）により、事業者には、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の努力義務が課されているところである。</p>